

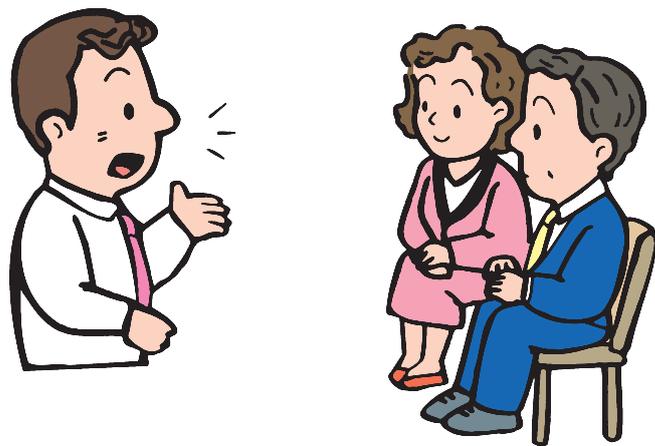
不当労働行為審査の流れ

労働者や労働組合から救済申立てがあった場合、労働委員会は労使双方の主張を聞きます。また、証人を呼んで事情を聞きます。

「不当労働行為」があったと判断した場合には、使用者に対して、「不当労働行為」がなかった状態に戻すこと等を命令します。

救済申立て
(労働者又は労働組合)

審査委員(公益委員)の選任
参与委員(労・使委員)の申出



審 査 ※1	調 査	審査計画の作成 ・整理された争点及び証拠 ・審問を行う期間及び回数 並びに証人の数 ・命令交付の予定時期
	審 問	当事者双方の主張・立証 (証人の尋問等)

結 審

公益委員会議	労使の参与委員から意見聴取
	合議(不当労働行為の成否の判断) → 命令の決定

命 令

- 全部救済
- 一部救済

- 棄却
※3

却 下

和 解
※2

※1 調査・審問は、日時を決めて労使双方が出席して行われます。調査・審問は、原則として公開されます。

※2 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して事件を円満に解決しようとすることです。

労働委員会では、審査の中で審査委員が労使の参与委員の協力を得ながら、労使双方に和解を勧めています。

※3 棄却とは、不当労働行為には当たらないとの判断のことです。

和解による解決